

検察庁法改定案の採決「断念」に続き…政治を動かした

制度改善へ
さらに運動を!

学生支援も一步前進



小田桐たかし

日本共産党 流山市議会議員

特定の検察庁幹部の定年を特例で延長可能とする『検察庁法改定案』について、安倍首相は、今国会中の採決断念を表明。SNSなど国民的な論と運動へ広がり、政治を動かしています。

【申請に必要な提出書類】

- ①学生証（R 2）
- ②年間授業料の納付依頼書（R 2）
- ③前年度授業料納付書類（学生名義の振込書等）
- ④バイト代の給与明細（減少を示すもの）
- ⑤その他市長が必要と認める書類
例：本人名義の通帳、授業料減免決定の通知、アパート等の賃貸借契約書（学生名義）など。さらに国が4月スタートさせた『修学支援制度』などを利用していないこと等の条件も。

市としても19日、独自対策を発表。事業費総額4千万円で、バイト代等が激減し、修学困難な学生の『応援』として、一人最大50万円、年間授業料の半分を『給付』します。

この施策のポイントは：①全額市単独とし、財源は災害時などに活用する「財政調整積立基金」を活用すること。②年間授業料を対象にしたことです。

一方で、申請相談した学生からは、「5月中旬の納付締切に遅れないよう優先的に払うのが授業料。そのためにどれだけ削ってきたか…分かつてほしい」、「学生応援というなら、通帳まで細かくチェックする必要ある?」「生活保護みたいな『水際作

流山市 授業料の半分（最大50万円）を支給

萩生田光一文部科学相は5月19日、バイト収入が激減した場合は10万円、住民税非課税世帯は20万円を給付する支援策を閣議決定したと発表しました。

コロナ禍で苦境にあえぐ学生らの署名は5日間で1万筆を超え、18日には国立大学協会、公立大学協会、日本私立大学団体連合会が文科省へ直接要請し、国会でも大きな争点の

抗議が拡大した結果です。同時に、コロナ禍の下で、苦しむ学生自らの叫びが、世論と運動へ広がり、政治を動かしています。

■ 苦学生へ現金給付 最大20万円

特定の検察庁幹部の定年を特例で延長可能とする『検察

「だまされない」との声が広がっており、さらなる政治の役目が問われています。

流山民報（20.5.20号外）
発行：日本共産党流山市議団
連絡先：小田桐090-8567-8858